「豊橋市業務委託契約スライド制度」の試行について

１．制度について

業務委託契約については、人件費の変動等を原因とする契約変更は行っていませんでしたが、令和５年度より、一定の業種について、愛知県最低賃金の引上げがあった場合の契約金額の増額変更に応じる「豊橋市業務委託契約スライド制度」を試行導入します。

２．対象（入札公告に対象である旨が表示されます）

契約期間	１２か月を超えるもの
業種	・庁舎清掃業務又は病院清掃業務 ・施設警備業務又は会場警備業務（機械警備業務を除く） ・除草又は草刈業務　・草地又は樹木管理業務 ・草花管理業務　・給食補助業務 ・人材派遣業務　・受付（庁舎・施設）業務

３．増額となる契約金額の考え方について

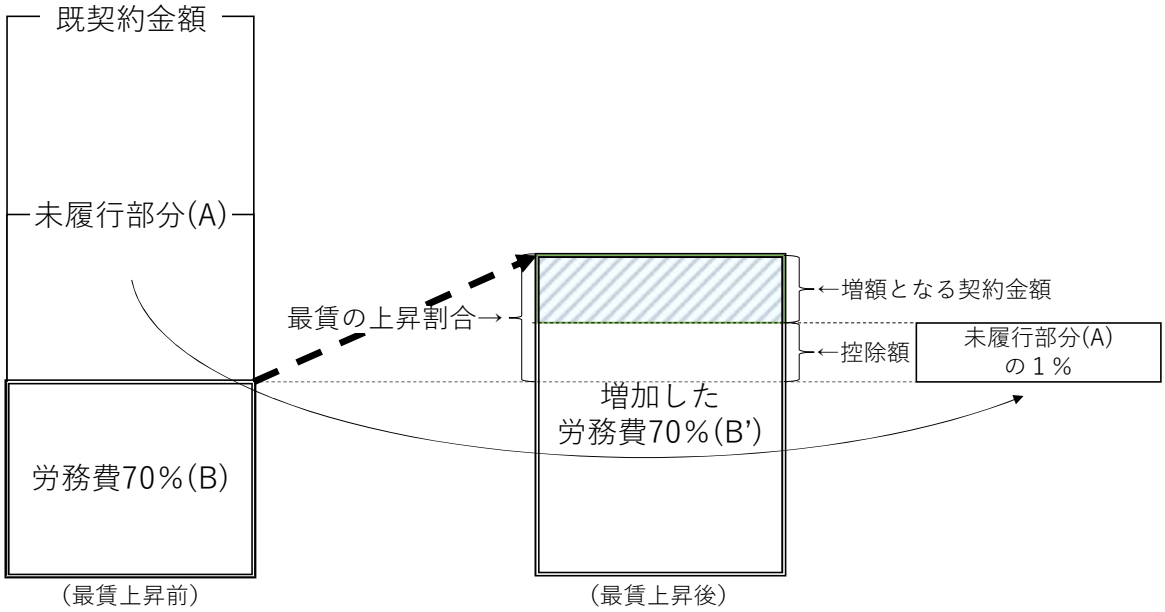

例）最低賃金：986 円が 1,036 円となった場合
変更時期：３６か月契約のうち、１３か月目の場合
契約金額：500 万円の場合
5,000,000 円×24／36 か月×70%×（1,036 円／986 円-1）
—5,000,000 円×24／36 か月×1%
⇒84,000 円（84,989.9 円）の増額変更可

４．契約変更の申し出について

契約開始から１２か月経過した日以後、契約変更が可能となります。

契約変更を希望する受注者は、契約変更可能月の前月までに発注課に申し出てください。

※　契約変更を行った場合は、増額となった契約金額分が労働者の賃金に転嫁されるようにお願いします

問合せ先　豊橋市役所契約検査課（電話 0532-51-2150）